

「『今に見ている』～日本国憲法誕生秘話」

黒田裕樹（ブログ「黒田裕樹の歴史講座」）

【※このレジュメは、その後の日本国憲法の改正をめぐる動きなどを考慮したうえで、講演当時（平成 23 年 1 月）から大幅に改変していますが、より充実した分かりやすい内容となっております。どうぞお楽しみください】

1. GHQ によって「押しつけられた」日本国憲法

終戦後の昭和 21（1946）年 11 月 3 日、明治節（明治天皇のお誕生日であり、現在の文化の日）に日本国憲法が公布され、半年後の昭和 22（1947）年 5 月 3 日に施行（しこう）されました。この日は「憲法記念日」として国民の祝日となっています。

日本国憲法は、それまでの大日本帝国憲法（＝明治憲法）を改正するかたちで成立しましたが、その内容は大日本帝国憲法と比べて非常に民主的である、と一般的に知られているようです。

しかしながら、大日本帝国憲法には統帥権干犯（とうすいけんかんぱん）問題などの欠点こそあったものの、その中身は日本国憲法に比べて大きな違いがなかったことは、以前の私の講座（第 9 回）で紹介したとおりです。それなのに、大日本帝国憲法と日本国憲法との間には何の連続性も見られず、実質的に全く別の憲法として制定されているのです。

なぜ日本国憲法はこのようなかたちで成立しなければならなかったのでしょうか。そして、施行から 70 年が経とうとしているというのに、憲法を改正しようとする動きが一向にないのはどうしてでしょうか。

今回の講座では、日本国憲法の制定に至るまでの知られざる歴史や、憲法改正に対する様々な問題について明らかにすることで、現代に生きる私たちが目指すべき、我が国の今後について考えてみたいと思います。

昭和 20（1945）年 8 月 15 日、我が国は連合国からのポツダム宣言を受け入れるかたちで終戦を迎えましたが、宣言の内容には「軍隊の無条件降伏」こそあったものの、宣言文には「私たちの条件は以下のとおり」と書かれており、決して「全体的な無条件降伏」ではなかったですし、また宣言に書かれた条件の中には「新憲法の制定」は含まれていませんでした。

これについては、軍事に関する条文などへの部分的な改正は必要であったとしても、現行の日本国憲法のように全面的な改正を、ましてや大日本帝国憲法の完全否定までは考えていなかったと、ポ

ツダム宣言の起草者であった、駐日大使の経験者のグルーらが後に述懐しています。

さらには我が国側も、終戦直後に成立した東久邇宮稔彦王(ひがしくにのみやなるひこおう)内閣や、そのあとを受け継いだ幣原喜重郎(しではらきじゅうろう)内閣において、戦前までの政治体制を改めるとともに、選挙法などの個別法さえ改正すれば、連合国側が求める我が国の民主化は達成できると判断し、基本法である大日本帝国憲法の改正は必要ない、とまで考えていました。

しかし、GHQ はその政策の大きな柱として、ポツダム宣言に違反し、さらに国際法であるハーグ陸戦条規にも反する「新憲法の制定」を当初から決定していました。しかも、宣言違反をカムフラージュするために、あたかも「日本が自主的に憲法を改正、または起草を行う」ように仕向けることが、当時の基本方針として明示されていたのです。

昭和 20 (1945) 年 10 月 11 日、かつて外務大臣の頃に、協調外交という名の「相手になめられ続けるだけだった弱腰外交」を展開した幣原新首相が、GHQ のマッカーサー元帥(げんすい)を訪問した際に、マッカーサーは口頭で憲法の改正を示唆(しさ、ほのめかすこと)しました。先述のとおり、幣原首相は憲法改正の必要はないと個人的には考えていましたが、最終的には憲法問題調査委員会を設置して、本格的な調査研究を開始しました。

翌昭和 21 (1946) 年に改正憲法の草案が完成し、2 月 8 日に政府が GHQ に提出しました。この草案は、憲法問題調査委員会の中心人物であった国務大臣の松本烝治(まつもとじょうじ)の名前から「松本試案」と呼ばれています。

松本試案の内容は、前年の昭和 20 (1945) 年の帝国議会で松本大臣が発表した、いわゆる「松本四原則」に基づいていました。その内容は以下のとおりです。

1. 天皇の制度の基本原則を変更しない
2. 議会の権限の拡大
3. 国務大臣の議会に対する責任の明確化
4. 自由及び権利の保護の拡大と侵害に対する国家の保障の強化

政府としては大日本帝国憲法の基本方針を大きく変更する必要はなく、部分的な改正だけで GHQ が求める民主化に十分対応できると判断していたのです。しかし、GHQ は松本試案の内容は保守的であると見なして 2 月 13 日に拒否通告し、さらに GHQ が独自に作成した「マッカーサー草案」を政府に提示しましたが、GHQ の高飛車な対応や、草案の内容に対して、松本大臣をはじめとする当時の政府の首脳は啞然(あぜん、あつけにとられること)かつ慄然(りっぜん、恐れおののくこと)としました。

マッカーサー草案でまず目についたのは、「国会を一院制とすること」でした。大日本帝国憲法においては衆議院と貴族院の二院制を採用していましたが、これは多様な民意の反映をもたらすとともに、議会の多数派による専制政治を防ぐという重要な役割を持っていました。

松本大臣がなぜ一院制なのかを GHQ に問いただすと、ホイットニー民政局長は「日本にはアメリ

カのように州という制度がないから上院は必要ないし、一院制の方がシンプルではないか」と答えました。要するに、憲法草案を作成した立場の人間が、二院制の意義を全く知らないのです。

さらに松本大臣を驚かせたのが、「土地その他の天然資源は国有とする」という事項でした。これは私有財産の否定を意味しており、松本大臣が後に幣原首相に草案を報告した際に、「まるで共産主義者の作文だ」という会話が残されています。

なぜマッカーサー草案には二院制に対する認識が欠けていたり、あるいは私有財産を否定するような内容が含まれていたりしたのでしょうか。それもそのはず、実はマッカーサー草案は「憲法の素人がたったの一週間で作った急ごしらえ」のものだったからなのです。

松本草案の提出に先立つ昭和 21 (1946) 年 2 月 4 日、GHQ の民政局 25 人が会議室に呼び集められると、ホイットニー局長が「これから一週間で日本国民のための新しい憲法を起草する」と通告しました。GHQ は事前に松本草案の概要を入手しており、日本政府に先手を打つかたちで、自分側からの草案作成を急いでいたのです。

ところが、民政局員の 25 人のメンバーのうち、弁護士の資格を持っている人物こそ存在したものの、憲法学を専攻した者は一人もいませんでした。このため、民政局は日本の民間憲法草案やアメリカ合衆国憲法ほか、世界各国のありとあらゆる憲法を参考として、わずか一週間で急ごしらえの草案をまとめ上げ、マッカーサーの承認を得たうえで日本政府に通告したのです。

急いでつくられた草案には、「天皇は国の元首の地位にあり、皇位は世襲とする」「国家主権の発動としての戦争は廃止し、紛争解決の手段としてのみならず自衛の手段としても戦争を放棄する」「貴族の権利は現生存者一代限りとする」といった「マッカーサーの三原則」が盛り込まれていました。

なお、民政局のメンバーには、ベアテ・シロタ・ゴードン氏のような女性も含まれており、彼女によって「家族生活における個人の尊厳と両性の本質的平等」が規定された憲法第 24 条が起草されたことが知られていますが、何と云っても憲法に対する素人が、しかも外国人の手によって作成された草案ですから、我が国にとっては困惑以外の何物でもありませんでした。

しかし、我が国には松本草案を断念して、マッカーサー草案を受け入れる以外に選択肢は存在しませんでした。なぜなら、GHQ が占領という立場を悪用した脅しを我が国にかけてきたからです。

この当時、我が国の占領を管理するために極東委員会が設けられていましたが、委員会では天皇の廃止を求めるといった強硬な姿勢が見られました。しかし、天皇を残した方が我が国の占領政策にプラスであると判断した GHQ は、委員会を牽制(けんせい)するためにも、GHQ の主導による憲法改正を急いでいたのです。

そして昭和 21 (1946) 年 2 月 13 日にマッカーサー草案を提示した際、ホイットニー民政局長は松本大臣に対して、「この改正案 (=マッカーサー草案) を受け入れなければ天皇の地位を保証する

ことができない」と通告しました。これはすなわち、昭和天皇の身柄と引き換えにマッカーサー草案の受けいれを求めるという事実上の脅迫でした。

さらに、ホイットニーらが会合の場所である外務大臣官邸から一旦庭に出た際に、一機の B29 爆撃機が大きな轟音を響かせて飛んでいきました。これも「言うことを聞かなければ日本に爆撃を加えるぞ」という、政府に対する心理的な圧迫でした。

加えてホイットニーは、GHQ と政府との連絡役を務めていた白洲次郎(しらすじろう)に対して、「我々は戸外に出て原子力エネルギーの暖を取っているのだ」と言い放ちました。この発言も、広島や長崎に次いで三度目の原爆投下を行う可能性があることを示したものであると考えられています。

松本大臣をはじめとする数々の抵抗もむなしく、マッカーサー草案は、一院制を二院制にすることや、土地その他の天然資源の国有化を削除することなどの細かい変更があったのみで、ほぼ原案どおり閣議で決定され、帝国議会における審議が始まりましたが、この審議の内容は毎日のように英文に訳されて GHQ の管理下に置かれ、GHQ の了解なしにはどのような修正もできないという有様でした。

また、憲法改正における重要な審議である憲法改正特別小委員会は非公開とされ、すべてが GHQ の思惑どおりに進められたうえで、若干の変更を加えたのみで衆議院と貴族院で相次いで可決され、昭和天皇の裁可を経て、昭和 21 (1946) 年 11 月 3 日に日本国憲法が公布されました。

新しく制定された日本国憲法が、マッカーサー草案を下敷きとしていることは、GHQ によって機密事項とされ、我が国が独立を回復する昭和 27 (1952) 年まで一切公表されませんでした。国民が全くあずかり知らないところで新しい憲法が誕生してただけでなく、そこには本来許されるべき日本人による自由な憲法批判が全く認められない、という閉鎖性が秘められていたのです。

数年もの準備期間を経たうえで、枢密院(すうみついん)での審議にも一年近くを費やして完成した大日本帝国憲法に対して、素人が一週間で書き上げた、しかも外国製の憲法を、国会での審議とは名ばかりで、GHQ によって無理やり制定させられた日本国憲法。憲法に対する我が国での自由な議論は大いになされるべきですが、少なくとも両憲法の成立過程を十分に理解したうえで進めるべきではないでしょうか。

GHQ によって日本のプライドを大いに傷つけられたと感じた白洲次郎は、以下の言葉を残しています。

「『今に見ている』という気持ちを抑え切れず、密かに涙す」。

さて、こうして誕生した日本国憲法ですが、我が国が独立を回復した昭和 27 年以降であれば、どの国にも遠慮なく自主的に改正できるはずでした。昭和 30 (1955) 年に保守合同によって誕生した自由民主党も、設立時の基本方針として「現行憲法の自主的改正」を目標としていました。

しかし、憲法改正のためには、第 96 条によって「衆議院および参議院の総議員の 3 分の 2 以上の賛成」で発議し、さらには「国民投票で過半数の賛成」を必要とするとされており、そう簡単には改正できませんでした。加えて、昭和 35 (1960) 年に、日米安全保障条約の改定をめぐって国内で大規模な暴動が起きたことが、より大きな騒動を引き起こす可能性がある、憲法改正への論議をためらわせる傾向となってしまいました。

かくして、我が国では主として経済成長がその後の課題となり、憲法改正に対する論議がほとんど起きないまま、施行以来 70 年近くが経過しようとする現在においても、憲法の条文は全く改正されずにきたのです。もっとも、これは大日本帝国憲法においても同様であり、日本国憲法が公布されるまでの約 57 年間ものあいだ、一切改正されていません。

2. 日本国憲法における様々な問題点

さて、新たに制定された日本国憲法は、「象徴天皇」「基本的人権の尊重」「主権在民」「平和主義」などの特色を持っており、特に後者の 3 つは「日本国憲法の三原則」として知られています。

憲法において、天皇は日本国と日本国民統合の象徴とされ、国会は国権の最高機関で、公選の議員からなる衆議院・参議院の二院で構成され、また議院内閣制が採用されたほか、憲法第 9 条には戦争放棄や軍備の撤廃が明記されました。

日本国憲法は、公布から半年後の翌昭和 22 (1947) 年 5 月 3 日から施行されましたが、先述のとおり、これまでに一字一句改正されていないことから、「日本国憲法は日本にふさわしい憲法として完全に定着している」と主張する人々が数多く見られます。

しかし、我が国の国柄を一切顧みられずに制定された日本国憲法が、本当に「改正する必要がない」のでしょうか。憲法の条文を細かく解釈していけば、先の戦争における「反省」を我が国だけが一方的にさせられているといった屈辱的な内容が見られるなど、実は「問題だらけ」であることが理解できるのです。

それはまず、憲法の前文にあります。

「日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高(すうこう)な理想を深く自覚するのであって、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した」。

一読しただけでは見逃してしまいそうですが、この文章は独立国にとって生命線でもある「安全保障」を「平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して保持する」、つまり「他国にその一切を委ねる」と宣言しているのです。

自国の安全保障を他国に委ねる国が、一体どこに存在するのでしょうか。それに、百歩譲って私たちが「平和を愛する諸国民の公正と信義」を「信頼」したところで、相手国が無視して我が

国に攻め込んで来れば何の役にも立たないことは言うまでもありません。

いずれにせよ、この前文が存在する限り、私たち日本国民は先の戦争における謂(い)われなき反省を永遠にさせられてしまうのです。

次に、日本国憲法ではいわゆる「象徴天皇」が採用されていますが、大日本帝国憲法においては「天皇によって国がまとまる」という我が国古来の理想的な政治体制が重視され、権威という意味での「天皇大権」が規定されており、その意味では「天皇が国家の象徴」であるという点については問題がなさそうですが、条文をよく読めばとんでもないことが書かれています。

第1条 天皇は、日本国の象徴であり日本国民統合の象徴であつて、この地位は、主権の存する日本国民の総意に基(もと)づく。

この条文の特に後半部をよく読んでください。国家の象徴たる天皇の地位が「主権の存する日本国民の総意に基く」と書かれていることに気づきませんか。

この条文は、すなわち「国民の総意がなければ天皇の存在を否定できる」という解釈を可能にしているのです。大日本帝国憲法第1条の「大日本帝国ハ万世一系ノ天皇之(これ)ヲ統治ス」と比べて何という落差でしょうか。

こんな条文が存在していること自体が極めて異常であるとともに、我が国の国体(=国家としての体制のこと)に到底馴染(なじ)まないと言わざるを得ません。

ところで、日本国憲法において現在もなおその存在に関する賛否両論が激しく交わされている条文の一つに、「平和主義」を標榜(ひょうぼう、主義・主張や立場などを公然と表すこと)している第9条が挙げられます。

第9条 第1項 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

第2項 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

我が国の公民教科書の多くが第9条で掲げられた平和主義を高く評価しており、中には「国民が再び悲惨な戦争に陥らないようにするためには、一人ひとりが憲法9条の精神に立ち返り、戦争のない平和な世界の実現に向けて努力していく必要がある」と書いているものもあります。

しかしながら、先述した憲法前文と同様に、いかに我が国が平和主義を一方的に訴えたところで、相手国が言うことを聞かなければ何の意味もありません。

そもそも、日本国憲法における平和主義は、我が国に二度と再軍備させないようにするために、交

戦権や軍事力の一切を持たせないようにしようという、GHQ すなわちアメリカの意思によるものでした。

しかし、憲法制定後間もなくアメリカはソ連と冷戦状態になり、1949（昭和 24）年には中華人民共和国が誕生したほか、翌 1950（昭和 25）年には北朝鮮と韓国との間で朝鮮戦争が勃発(ぼっぱつ)しました。

こうした動きが東アジアの共産主義化につながることを警戒したアメリカは、それまでの我が国への占領政策を 180 度転換して、昭和 25 年に警察予備隊の編成を我が国に命じましたが、これが現在の自衛隊のルーツとなっています。

こうした事実を鑑みれば、いかにアメリカの命令でつくられたとはいえ、自衛隊の存在を日本国憲法第 9 条が想定しているとは考えられません。

このため、自衛隊が憲法とは別の法律である「自衛隊法」によって規定されるとともに、憲法改正を避けた日本政府が、第 9 条の拡大解釈という名の「苦しい言い訳」によって自衛隊を「合憲」としているのです。

昭和 29（1954）年に自衛隊が正式に発足して 60 年以上になりますから、もういい加減に憲法で正式に規定しても良いはずですし、また自衛隊の存在をあくまで認めたくないのであれば、「自衛隊の禁止」を憲法に明記するよう運動することで、長年の論争に決着をつけるべきなのです。

また、「日本国憲法の三原則」のひとつであるとともに、一般的な公民教科書において「政治の最も重要な課題」とされる「基本的人権の尊重」ですが、これは憲法第 11 条や第 97 条において「侵すことのできない永久の権利」と規定されており、一般的にも「天賦(てんぷ)人権論」として知られています。

しかし、こうした考えは、実は「我が国の国柄」ではありません。天賦人権論の原理は西洋にあり、17 世紀から 18 世紀の思想家である、イギリスのロックやフランスのルソーなどの社会契約説を由来として、「すべて人間は生まれながらに自由かつ平等で、幸福を追求する権利を持つ」と考えられるようになりました。

アメリカの独立戦争やフランス革命などはこうした思想の影響を強く受けており、明治維新以降の我が国においても自由民権運動によって紹介されるなど、天賦人権論への支持が確実に広がりを見せたことは間違いありません。

ですが、我が国における、いわゆる「人権」に関する思想は、その遥(はる)か以前から、すでに見えないかたちで定着していた事実をご存知でしょうか。

その背景には、「天皇」のご存在があります。

我が国の初代天皇であらせられる神武天皇(じんむてんのう)が、橿原宮(かしはらのみや)で即位された際に、「八紘(はっこう、四方八方のこと)を掩(おお)ひて宇(いえ)にせむこと」と仰せられたと伝えられており、これが由来となって「八紘一宇(はっこういちう)」という言葉が生まれました。

「八紘一宇」は「道義的に天下を一つの家のようにする」というのが大意であり、我が国だけでなく世界全体を一つの家として、神のために祈られる天皇を中心に仲良くやっ払いこう、という願いが込められています。

つまり、「八紘一宇」の精神においては、我が国のみならず世界人類が兄弟のように平等であり、「世界中すべての人々の人権も保障される」という解釈となります。我が国では、天賦人権論が考え出される遥か以前から、「世界は一家、人類はみな兄弟」というが思想定着していたんですね。

ちなみに大日本帝国憲法の第1条には、先述のとおり「大日本帝国ハ万世一系ノ天皇之(これ)ヲ統治ス」と規定されており、これは「天皇陛下の統治によって『八紘一宇』の伝統が守られている」ことを意味しています。

こうした事実を鑑みれば、すでに大日本帝国憲法以前において定着していた「人権思想」に対して、わざわざ西洋由来の天賦人権論を持ちこむ理由が果たして存在するのでしょうか。

日本国憲法の問題点は、他にもたくさんあります。例えば、大阪国際空港(=伊丹空港)近辺の騒音や水俣病をはじめとする公害の問題などによって、良好な環境で生活を営む権利である環境権が新しい人権として認知されつつありますが、現状では憲法第13条のいわゆる「幸福追求権」の拡大解釈とされており、憲法上における正式な条文化が望まれるところです。

それ以外にも、永住外国人に地方を含めた参政権を与えるのであれば、参政権を「国民固有の権利」と定めた第15条を、朝鮮学校の授業料を無償化したいのであれば、公的財産の支出制限を定めた第89条をそれぞれ改めれば良いのであり、わざわざ憲法違反の疑いのある特別法をつくったり、あるいは政府が強引に決定したりする必要は全くありません。

また、現在の地方行政では、外国人に参政権と同程度かそれ以上の様々な権利を与える「自治基本条例」などの制定が広がりを見せていますが、これらの「抜け道」のような手段を選ばずとも、自己の権利獲得のために堂々と憲法改正への動きを示して、国民に対する理解や支持を得るべきではないでしょうか。

3. 自主的な新憲法の制定をめざして

以上のように考えれば、現行の日本国憲法を改正することこそが、我が国が真の独立国として今後も存在する意味においても非常に重要なことといえますし、安倍晋三(あべしんぞう)首相も、平成26(2014)年12月の衆議院総選挙直後に、自民党総裁の立場で以下の発言を述べておられます。

「憲法改正は自民党結党以来の主張であり、国会で3分の2の議員を確保すると同時に、国民投票

での過半数の支持を得るためにも、憲法改正に向けての国民的な支持と理解を深めるため、党総裁として努力していく」。

これを受けて誕生した第三次安倍内閣が、憲法改正を視野に入れて様々な政策を行おうとしていることは、我が国にとって歓迎すべきことだと言えそうです。

しかし、そもそも占領下において無理やり押し付けられた日本国憲法を改正することが、いったい何を意味するのか、ということを考えれば、「日本国憲法を改正する」こと自体が、本当に我が国にとって良いことなのかどうかを見極める必要があるのではないのでしょうか。

施行されて 70 年近くが経つとはいえ、日本国憲法が占領下に GHQ による完全な統制下において押し付けられたという事実には変わりはありません。だとすれば、その憲法を改正するという行為が、ひいては「日本国憲法を有効として認める」意味につながってしまうとは考えられないのでしょうか。

GHQ による英文を原案とし、前文や第 1 条、あるいは第 9 条を筆頭に、自存自衛の独立国としてのプライドを全く失わせるような憲法を、我が国が公式に認めるという行為が、百年あるいは千年といった長いスパンにおいて、我が国の独立性や永続性に、消すことのできない汚点を残すことにはならないのでしょうか。

さらに付け加えるならば、現行の憲法改正は国会での決議においても、先述した「衆参各総議員の 3 分の 2 以上の賛成」という条件を満たすのは至難の業ですが、もし我が国に現行憲法では到底対応できない安全保障上の危機が突如として発生した場合、憲法改正に時間をかける余裕があるのでしょうか。

では、もし「憲法改正」が我が国にとってふさわしくないというのであれば、他にどのような手段があるのでしょうか。実はその件に関して、平成 24 (2012) 年 6 月 13 日に、東京都議会において極めて重要な質疑が行われています。

土屋敬之(つちやたかゆき)都議会議員(当時)の憲法に関する一般質問に関して、石原慎太郎(いしはらしんたろう)都知事(当時)が以下のように明確に答えているのです。

「この間違っただ憲法を改正なんてする必要はない。改正なんて唱えているから時間がかかる。これはしっかりした政権ができれば、その最高責任者が『この憲法は認められない。歴史に例がない』と断言して廃棄すればいい」。

つまり、占領下に押し付けられた憲法を、私たち(=日本国並びに日本国民)が無効とみなして破棄すればいい、ということです。

確かに日本国憲法の破棄は一瞬で可能ですし、その場合には新憲法をあらかじめつくっておくか、安全保障の危機などによってその時間的余裕がなければ、大日本帝国憲法を一時的に復活させてもすれば、日本国憲法の存在を否定することが可能になり、ひいては我が国が真の独立国となるため

の大きな一歩を踏み出すことも可能となるでしょう。

ただし、以上述べたような「憲法の破棄」にも大きな問題がいくつかあります。例えば、いかに占領憲法とはいえ、現実に 70 年近くも我が国で機能した憲法を破棄してしまうという行為が、法理論的に可能なのでしょうか。

また、日本国憲法は昭和 21 (1946) 年 11 月 3 日に昭和天皇の勅語(ちよくご、天皇によるお言葉のこと)によって公布されていますが、勅語を無効にすることは、天皇陛下ご自身にしかできないことであり、それを政治家や国民が独断で行うことが不敬に値しないか、という問題もあります。

現行憲法を「改正」するのか、あるいは「無効」として「破棄」するのかという問題については、国民レベルにおいてもっと議論を重ねたうえで判断することが一番理想的なのかもしれません。しかし、混迷を深める世界情勢において、私たちに議論を尽くす時間が果たして残されているのでしょうか。

加えて、先述した石原都知事(当時)による「現行憲法無効宣言」ですが、実はどこの大手メディアも今に至るまで全く取り上げておらず、インターネットを利用しなければ情報を知ることができないという深刻な問題も存在しています。真実がまともに伝わらないのでは、建設的な議論など出来ようはずがありません。

憲法を改正するか、あるいは破棄するのかに関しては、様々な意見が出されるかもしれませんが、いずれにせよ、「我が国の手によって我が国のための憲法を自主的に制定する」ことこそが私たち日本国民が最優先に取り組むべき課題であることは間違いありません。

自国の安全保障を他国に委ねるのみならず、我が国の至宝である皇室のご存在を否定しかねない現行憲法をいつまでも有難がっているようでは、我が国はいずれ我が国でなくなってしまうでしょう。

とはいっても、少なくとも現憲法には「象徴天皇」として天皇が、大日本帝国憲法との連続性を保って第 1 条に明記されています。一つ間違えば、当時、このことすら危うかった可能性もあったのであり、無効化による新憲法制定ではなく、憲法改正となった場合には、9 条以外の課題について、第 1 条を含めて現憲法より悪くされる可能性も常に潜んでおり、気をつけなければなりません。

以上のようなことを踏まえ、いつまでも外国由来の憲法に頼るのではなく、我が国のアイデンティティを取り戻すためにも、「自主的な新憲法の制定」を見すえた「憲法改正」へ向けての論議が期待されると同時に、それらに対して、国民が一致団結して取り組めるような政治体制を、一刻も早く構築しなければならないのです。

その意味においても、憲法改正を目指そうとする政権に対して、国民の側から様々なメッセージを送る必要があるのではないのでしょうか。(完)

主要参考文献：「憲法はかくして作られた」（著者：伊藤哲夫 出版：日本政策研究センター）
「日本の歴史7 戦後編」（著者：渡部昇一 出版：ワック）

YouTube 再生リスト「日本国憲法誕生秘話」

<https://www.youtube.com/playlist?list=PLeZrZWY-wML4VQ0A56Gu3gJ5tOpdZT>

黒田裕樹の歴史講座

<http://rocky96.blog10.fc2.com/>